



発行 新潟県

第 34 号

令和7年5月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 527 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 528 指定公金事務取扱者の指定並びに公金の収納及び支払事務の委託（経営普及課）
- 529 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 530 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 531 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 532 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 533 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

公 告

大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

選挙管理委員会規程

- 4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第527号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月3日（火）	午後1時から4時まで	妙高市役所1階コラボホール	妙高市全域
6月4日（水）	午前9時から正午まで		
6月5日（木）	午後1時から4時まで		
6月6日（金）	午前9時から正午まで		
6月9日（月）	午後1時から4時まで		
6月10日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高高原支所入口	
6月11日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山コミュニティセンター入口	
6月12日（木）	午前9時から正午まで		
6月13日から令和	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

8年3月13日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、同月30日、 同月31日及び令和 8年1月2日を除 く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
--	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第528号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納及び支払の事務を委託した。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納及び支払の事務
- 2 指定公金事務取扱者として指定をした日及び委託をした日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
東日本信用漁業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号

◎新潟県告示第529号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 加入区の名称 村上市岩船港加入区
- 2 区域 村上市赤沢、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、飯野西、石原、泉町、鋳物師、岩ヶ崎、岩船、岩船上町、岩船上大町、岩船下大町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船北浜町、岩船地藏町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船三日市、岩船港町、岩船横新町、上相川、下相川、上の山、上山田、下山田、馬下、大栗田、大欠、大関、大月、大町、小国町、加賀町、鍛冶町、柏尾、片町、上片町、学校町、上町、日下、久保多町、下渡、小谷、小町、細工町、幸町、肴町、山辺里、三之町、塩町、庄内町、新町、菅沼、杉原、瀬波、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、瀬波温泉三丁目、瀬波上町、瀬波新田町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、大工町、滝の前、田端町、坪根、寺町、天神岡、長井町、中川原団地、仲間町、西興屋、二之町、野潟、羽黒口、羽黒町、羽下ヶ淵、浜新田、早川、東興屋、堀片、間島、松波町、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松山、三日市、四日市、八日市、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、南町一丁目、南町二丁目、村上、本町、門前、安良町、山居町一丁目、山居町二丁目、吉浦、若葉町、塩谷の区域

◎新潟県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和7年4月21日認可した。

令和7年5月2日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を令和7年4月17日認可した。

令和7年5月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和7年4月21日認可した。

令和7年5月2日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区の定款の変更を令和7年4月21日認可した。

令和7年5月2日

新潟県佐渡地域振興局長

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウオロクくびき店

所在地 上越市頸城区下吉字本田85－9 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- ・氏名又は名称 株式会社ウオロクホールディングス

法人代表者氏名 代表取締役 本多 伸一

住所 新潟市中央区鑑二丁目14番13号

- ・氏名又は名称 株式会社星光堂薬局

法人代表者氏名 代表取締役 渡邊 崇

住所 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

- ・氏名又は名称 株式会社ウオロク

法人代表者氏名 代表取締役 本多 伸一

住所 新潟市中央区鑑二丁目14番13号

- ・氏名又は名称 株式会社星光堂薬局

法人代表者氏名 代表取締役 渡邊 崇

住所 新潟市中央区本馬越二丁目8番21号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年12月22日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計2,899平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計150台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計30台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計93.6平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計35.175立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ウオロク
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社星光堂薬局
午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前4時00分から午後10時00分
 - ・荷さばき施設2
午前6時00分から午後10時00分
- 7 届出年月日
令和7年4月21日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和7年5月2日から令和7年9月2日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>県立リウマチセン ター</u> (略)	<u>新発田市本町一 丁目2-8</u> (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)
	<u>特別養護老人ホーム パルcomfy陽 だまり苑</u>	<u>新発田市中央町 5丁目4番2号</u>			
	<u>サービス付き高齢 者向け住宅 パル comfy陽だまり苑</u>	<u>新発田市中央町 5丁目4番2号</u>			
	<u>特別養護老人ホーム 陽だまり苑ふ えりあ</u>	<u>新発田市富塚町 2丁目4番13号</u>			
	<u>サービス付き高齢 者向け住宅 陽だ まり苑ふえりあ</u>	<u>新発田市富塚町 2丁目4番13号</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。